

公示

JAF 北海道地域クラブ協議会(以下 JMRC 北海道)におけるジムカーナシリーズ競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下 JAF という)公認のもとに国際自動車連盟((FIA)の国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した JAF の国内競技規則およびその細則、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、本規則および各競技会特別規則に従い準国内競技以上、又は地方競技【クローズド競技併催】として開催される。

第1条 JMRC 北海道 SPARCO アウティスタ ジムカーナシリーズ

北海道 SPARCO アウティスタ ジムカーナシリーズはチャンピオン部門各クラス及びミドル部門各クラスとする。

* チャンピオン部門各クラスはJAF北海道ジムカーナ選手権を兼ねる。

第2条 開催日及び競技会の名称

※ 付則へ記載。

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技格式

JAF公認:準国内競技以上【クローズド競技併催】

(北海道 SPARCO アウティスタジムカーナシリーズミドル部門の単独開催を除く。)

第5条 開催場所

※ 付則へ記載。

第6条 オーガナイザー

※ 付則へ記載。

第7条 大会審査委員会

2名以上で構成される。

各特別規則書に記載。

第8条 大会役員

各特別規則書に記載。

第9条 公式通知

本規則に記載していない競技運営に関する実施細則および指示は公式通知により通知される。

第10条 参加車両及び指定タイヤ**1. P 車両**

当該年度 JAF 国内競技車両規則(以下「車両規則」という。)第3編スピード車両規定にさだめるスピードP車両規定に定めるスピードP車両(P車両)に適合したものとする。

2. PN車両

FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードPN車両(PN車両)に適合したものとする。

3. N車両

FIA公認車両、JAF公認車両又はJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードN車両(N車両)に適合したものとする。

4. B車両

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードB車両(B車両)に適合したものとする。

5. SA車両

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSA車両(SA車両)に適合したものとする。

6. SAX車両

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるSAX車両(SAX車両)に適合した車両とする。

7. SC車両

FIA公認車両、JAF公認車両またはJAF登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードSC車両(SC車両)に適合したものとする。

8. D車両

当該年度車両規則第3編スピード車両規定に定めるスピードD車両(D車両)に適合したものとする。

9. AE車両

FIA 公認車両、JAF 公認車両または JAF 登録車両で、当該年度車両規則第3編スピード AE 車両(AE 車両)に適合したものとする。

※ チャンピオン部門に参加する全ての車両は適応車両規定に応じた4点式以上の安全ベルトを装着する事。

指定タイヤ

(指定及び通称Sタイヤ)

タイヤ製造者	ブランド名	タイヤ名称
(株)ブリヂストン	POTENZA	520S・540S・55S・11S
住友ゴム工業(株)	DIREZZA	93J・98J・01J・02G・03G
横浜ゴム(株)	ADVAN	021・032・038・039・048・050
東洋ゴム工業(株)	PROXES	FM9R・08R・881・888
製造者を問わず		海外タイヤ製造者該当タイヤ通称Sタイプ等 国内外通称 S タイヤ及び縦溝のみのタイヤ

但し上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断した場合指定する場合がある。

第11条 クラス区分

<チャンピオン部門クラス> <JAF選手権部門>

PN クラス(選手権 スピード P. AE. PN 車両)

PN - 1 クラス 気筒容積を制限しない前輪駆動(FF)及び後輪駆動(FR)の P. PN 車両及び全ての AE 車両

PN - 2 クラス 気筒容積及び駆動方式を制限しない PN-1 クラス以外の P. PN 車両

SHクラス(選手権スピード N. SA. B. SAX 車両)

SH - 1 クラス 2輪駆動の N. SA. B. SAX 車両

SH - 2 クラス 4輪駆動の N. SA. B. SAX 車両

SC クラス(選手権スピード SC 車両)

SC クラス 全てのSC車両

※1 SH クラスに参加する車両で上記タイヤを含め通称 S タイヤを使用する場合は国内競技車両規則第 3

編第 4 章スピードN車両第 8 条または第 5 章スピード SA 車両規定第 8 条に準ずる

※2 PN クラスで使用されるタイヤは 2014 年全日本選手権統一規則(第 2 章、第 2 条、2))に準じる

<ミドル部門>

スピードP. PN. N. SA. SC. AE. B. SAX 車両クラス

(指定及び通称Sタイヤの使用禁止)※指定タイヤに関してミドル部門細則確認の事

P-AT クラス 駆動方式・排気量を制限しない全ての AT(ツーペダル)車両(オートマ免許で運転のできる車種、車両)

※競技中のパーキングブレーキの使用を禁止する。

86/BRZ クラス トヨタ86(ZN6/**ZN8**)及びスバル BRZ(ZC6/**ZD8**)に限定される車両

R-1クラス R-2クラス以外の2輪駆動、4輪駆動のAT.CVT車を含む**全ての**車両
(過給器付の軽自動車を含む)

R-2クラス 気筒容積 **2700cc**(過給器換算は **1.7** を乗じる)を超える4輪駆動の車両

R-Eco クラス **AT/CVT 車を含み気筒容積 1600cc(過給器換算は 1.7 を乗じる)以下の普通自動車および軽自動車とし以下の条件を 1 個以上満たす参加を除外されていない P. PN. N. SA. AE 車両(全ての AE 車両を含む)とする。**

- a. **ガソリンエンジンの普通自動車および軽自動車で「平成 10 年アイドリング規制」以降の適合認定を受けた車両(車両型式の排出ガス規制の識別記号が「GF-」以降の車両)。ただし、同一車両型式内に「E-」が付く車両が有る場合、および全てのロータリーエンジン車両は除外される。**

AT車を含む気筒容積1600cc以下のガソリンエンジン、普通自動車で排出ガス車両認定の平成10年・12年・17年以降の各規制の適合認定を受けた過給器無の車両車両型式の排出ガス規制の識別記号がE-以降の車両とする又同一型式内にE-が付く車両が有る場合も除外される。

- b. AT・CVT車を含むRV車両
c. AT・CVT車を含むディーゼルエンジン車両
d. AT・CVT車を含む電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両
e. AT・CVT車を含む年式を問わず、過給器(ターボ・スーパーチャージャー)無しの軽自動車

注 1: 各クラス参加車両が3台以下の場合他のクラスと適合範囲内において混走する場合がある。その場合JMRC北海道ポイントは参加クラス別に与えられる。

第12条 参加資格および競技運転者(ドライバー)

- 1) 当該年度有効な競技参加許可証所持者とする。ただし、JAF 発給競技運転許可証を所持する競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 満 **18** 歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出すること。
- 3) JMRC北海道の互助会、又は JMRC 北海道を加入団体とするスポーツ安全保険に加入する事を強く推奨する。

第13条 参加申込および参加受理

- 1) シリーズの参加台数は原則として制限しない。
- 2) 同一運転者は 1 つの競技会で 1 つのクラスのみ参加できる。
- 3) 同一車両による重複参加は 2 名まで認められる。但し、ミドル部門各クラスは制限しない。
- 4) 参加受付期間及び申し込み方法は競技会特別規則書に記載される。
- 5) 組織委員会はその理由を示すことなく、参加申込の拒否を行う事ができる。
- 6) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし競技会審査委員会の承認を得ること。車両変更は同一クラスに限る。また、車両変更申請は当該競技会の公式受付(参加確認)終了までとする。

- 7) 正式参加受理後の参加料および申込の書類は返還しない。ただし第14条4)の場合は除く。
- 8) 参加申込には、JMRC北海道の「スピード競技参加申込書」を使用し、もれなく記入し申し込むこと。参加申込書類に不備がある場合には、参加申込の正式受理を保留する。
- 9) 受理書の発行は原則しないが、不受理とした場合、速やかに不受理を通知する。その他の通知方法等は各大会特別規則書に掲載される。
- 10) 受付期間終了後、速やかに参加者リストを公表する。(JMRC北海道ホームページ等)

第14条 参加料

各特別規則書に記載（詳細、付則参照）

- 1) JMRC 北海道に加盟するクラブ団体構成員の参加料は、(競技運転者許可証に捺印されたクラブ登録印により確認出来ること) 非構成員の参加料より 3,000 円を差し引いた金額とする。(チャンピオン部門クラス)
- 2) JMRC 北海道互助会会員又は JMRC 北海道を加入団体とするスポーツ安全保険加入者の参加料は 非会員の参加料より 1,000 円を差し引いた金額とする。(加入証等により競技会当日確認出来ること)
- 3) 前年度ミドル部門各クラス2位までの選手がチャンピオン部門各クラスに参加する場合または当該年度シリーズ戦併催クローズド部門参加により競技運転者許可証を取得し当該シリーズに参加する者は当該年に限り当該年度シリーズ戦参加料より 1,000 円を差し引いた金額とする。
ミドル部門各クラスに参加するスター(☆)参加者(賞典外扱い)は参加料より 3,000 円差し引いた金額とする。
- 4) 正式受理後の参加料は、返還されない。ただし、次の場合を除く。
 - ① エントリーが受理されなかった場合。(第13条-5)
 - ② 競技会が延期のため参加者が出場できない場合、又は中止の場合。
ただし、天災地変の場合はこの限りではない。
 ※ 尚、参加料を返還する場合、所定の手数料が差し引かれる。

第15条 競技のタイムスケジュール

各特別規則書に記載

第16条 参加者及び競技運転者の遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、および競技中に生じた事態について、日本自動車連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該チームに係る全ての者に対して全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒をしてはならない
- 5) ドライバーは、ドライバーズブリーフィングの開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含み欠席の場合は再ブリーフィングを受けなければならない。
- 6) 競技会に関わるすべての者は、法律及び条例又はこれに準ずるもののみならず、社会通念における一般常識や公平性の確保に対して厳格にこれを遵守する義務を負うものとする。SNS 及びその他の媒体等を通じてオーガナイザーや他の参加者及び関係者への誹謗中傷や罵詈雑言、規則及び判定等に対してクレーム等を発信してはならない。また、競技会に関わる事故画像及び動画をオーガナイザーの許可なしで公開してはならない

第17条 保険

オーガナイザーは保険に関し、自動車競技の組織に関する規定、第8条2に定める措置をとること。

第18条 車両検査および競技車両のパドック待機

- 1) 競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場(パドック待機も含む)で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) 全ての参加者は公式車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前までに車両の左右または、オーガナイザーが指示した場所に貼付すること。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不相当と判断した個所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後、再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後、上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組みつけに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) パドック待機中の競技車両は、タイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換(調整)、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
- 11) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第19条 規則違反および競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
 - 2) スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムにペナルティタイムを加算する。
 - 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムにペナルティタイムを加算する。
 - 4) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判断された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につきペナルティタイムを加算する。
 - 5) コースから脱輪した場合、1輪につき1回ペナルティタイムを走行タイムに加算する。
 - 6) 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
 - 7) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
 - 8) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
 - 9) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。
- ※ 特別規則書にペナルティタイムの記載のない場合は全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準じる。

第20条 信号表示

競技中コース審判員より示される信号表示は以下の通り

スタート 旗	: 競技スタートの信号 国旗またはクラブ旗を用いる
黄 旗	: 真横または真上に静止して提示—パイロン移動、転倒、脱輪
黒 旗	: ミスコース
赤 旗	: 危険あり。直ちに停止せよ
緑 旗	: コースがクリアされた
チェッカー旗	: ゴール合図

第21条 コースの慣熟

参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行う。

第22条 競技運転者の装備

- 1) チャンピオン部門各クラスの参加者は、競技中、レーシングスーツ・ラリースーツまたはそれに準ずるスーツを着用の事。レーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務付ける。また、安全ベルトは適応車両規定に応じた4点式以上を必ず装着すること。
- 2) ミドル部門各クラスの参加者は、競技中、長袖、長ズボン等全身を覆うものを着用(レーシングスーツまたは、ラリースーツの着用を推奨する)およびレーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務付ける。
- 3) ヘルメットは国内競技車両規則 細則(スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱)に記載されたものを着用すること。

第23条 スタート方式

- 1) スタートは、原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) その他の方法を採用する場合は特別規則書に記載される。

第24条 計時

計測は、自動計測装置を使用すること。計測には必ずバックアップ体制をとること。バックアップにストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも 1/100 秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第25条 順位の決定

- 1) チャンピオン部門各クラスの順位の決定は、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準じる。
 - 2) ミドル部門各クラスの順位の決定は、1)の方法に加えて、複数ヒートのタイムの合計(積算形式)及び複数ヒートのより早いタイムを採用し順位を決定する方法等を採用することも可能とする。この場合特別規則書に記載のこと。
- ※(例)「複数ヒートのタイムの合計(積算形式)を採用する場合、パイロンペナルティおよび脱輪は当該クラス当該ヒートの最遅タイムを与え、ミスコースの場合は、当該クラス当該ヒートの最遅タイムに5秒を加算するものとする。」等、パイロン移動・ミスコース等のペナルティの扱いを明確にする事。

第26条 棄権

競技の途中で棄権する場合、明確に意思表示を行い役員の指示に従うこと。また、以降競技会に出場しない場合競技役員に申し出、リタイヤ届(任意の書面)にて提出すること。

第27条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議は出来ない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 6) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 7) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。

第28条 競技会の延期、中止、または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、審査委委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第 1 ヒートが終了した時点で成立する。

第29条 賞典

チャンピオン部門各クラス台数に応じて賞典を授与する。

ミドル部門各クラス台数に応じて賞典を授与する。

※但し対象者数は当該クラス参加受理者の 30%を下回らないものとし特別規則に記載される。

第30条 シリーズポイント(JMRC北海道)

- 1) シリーズ各クラス(1 台以上の参加出走により)3戦以上の開催でシリーズ成立とする。
- ※ シリーズ各クラス 1 台以上の参加、出走でクラス競技会は開催されたとするが完走出来なければポイント与えられない。
- 2) シリーズポイント対象者は、JMRC北海道に加盟するクラブ団体構成員でありかつ、JMRC北海道互助会又は JMRC 北海道を加入団体とするスポーツ安全保険の加入者とする。
- 3) シリーズ各クラス毎に競技結果成績に基づき下記のポイントを与える。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

第31条 ポイント(得点)保持者の認定

- 1) ポイント合計の対象は、シリーズとして開催された当該クラスの競技会の70%(小数点以下四捨五入)を対象とし、高ポイント順に合計する。但し、開催された当該クラスの合計が6競技会の場合、5競技会をポイントの対象とし、高ポイント順に集計される。また、開催された当該クラスが5競技会以下の場合には開催された全ての競技会がポイントの対象となる。
- 2) 複数の競技者が同一ポイントを得た場合は、下記に従い順位を決定する。

- a. 有効ポイントの範囲内で高ポイントを得た回数が多い順に順位を決定する。
 - b. 上記 a の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全てのポイントのうち、高ポイントを得た回数が多い順に順位を決定する。
 - c. b. の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。但し、下位の者の順位は繰り上げない。例) 2位が複数の場合: 1位、2位、2位、4位
- 3) 当該年、当該クラスに3戦以上の参加、出走を条件とする。

第32条 シリーズ表彰

- 1) チャンピオン部門各クラス年間シリーズ表彰は6位までとする。ミドル部門各クラスは、当該年度、当該クラスに3回以上参加出走することを条件とした有効ポイントを持つ参加者の50% (小数点以下切り上げ) を表彰対象者とし最大6位までを表彰する。但し、その参加者の50%が3名に満たない場合であっても3位までを表彰する。

第33条 タイトル料金

JMRC 北海道 SPARCO アウティスタジムカーナシリーズの開催を予定するクラブ・団体は、指定の期日までに、シリーズ通告書により JMRC 北海道(事務局)に申込、運営委員会により承認された場合、その年度の末日までタイトル料1競技会につき 10,000 円を納入するものとする。但し、納期限後に納入する場合、納期限の翌月より1か月毎(各月1日~末日)に延滞に対する事務手数料としてタイトル料金額の1割に相当する額を加算し納入するものとする。

尚、競技会の開催前日まで納入なき場合は、当該クラブ・団体の次年度のシリーズ戦開催を認めない。
チャンピオン部門及び、ミドル部門単独開催の場合も1競技会とする。

第34条 シリーズ分担金

JMRC北海道 SPARCO アウティスタジムカーナシリーズを開催するクラブ・団体は、各シリーズ戦毎に、チャンピオン部門及びミドル部門各クラス参加者1名につき 1,500 円をシリーズ分担金として競技会終了 30 日以内に JMRC北海道(事務局)へ納入すること。

尚、期限内に納入なき場合、当該クラブ・団体の次年度シリーズ戦承認を保留する。
(JMRC 北海道シリーズ戦外クラス、賞典外、クローズド参加を除く。)

第35条 参加申込および問い合わせ先

※ 付則に記載

第36条 その他

- 1) 本規則書に記載されていない競技に関する細則は、国内競技規則、国際モータースポーツ競技規則ならびに各競技会特別規則書に従って開催される。
- 2) 各競技会において本規則および競技に関する諸規則(特別規則書/公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 3) JMRC 北海道 SPARCO アウティスタジムカーナシリーズ各大会は JAF 地方選手権との併催を原則とするが、ミドル部門のみの単独開催を認める場合がある。その場合の競技格式は地方競技での開催を可とする。
- 4) JMRC 北海道ジムカーナ部会及び JMRC 北海道は本規則を年度途中においても見直す場合がある。

第37条 本規則の施行

本規則は **2022** 年4月1日より施行する。